ホチキス

第14号様式(第8条関係)
(その1)　※この収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書

(令和 7 年分)
(令和　年 7 月　日開催分)

(ふりがな) ぜんにほんしんとう ちほうとうじゅく みんしゅとう もりまたいとう

1　政治団体の名称　政治結社 忠孝塾 護国党 健勝会 総本部

2　主たる事務所の所在地　宮城県仙台市宮城野区苦竹原 1-8-33

3　代表者の氏名　岡本 竜泰

4　会計責任者の氏名　荷塚 昌幸

(その1)　全団体

政治団体の区分

- ☐ 政党の支部
- ☐ 政党
- ☑ その他の政治団体(後援会等)
- ☐ 政治資金団体
- ☐ その他の政治団体の支部
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

- ☐ 宮城県(同一の都道府県の区域内) → 宮城県選管所管
- ☑ 2以上の都道府県の区域等 → *総務大臣所管*

資金管理団体の指定の有無

☑ 無　☐ 有　※12月31日現在での指定の有無

※以下、指定が「有」の場合のみ記載する

・公職の種類　(　)選挙区

・区分　☐ 現職　☐ 公職の候補者等

・資金管理団体の届出をした者の氏名　(代表者本人)

資金管理団体の指定の期間

※以下、報告対象年中に指定の異動が「有」の場合のみ記載する

・資金管理団体の指定がされていた期間

令和　年　月　日から

令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)※12月31日現在での指定の有無

- ☐ 第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 第3号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる団体

・公職の候補者の氏名等

・公職の種類等の区分　☐ 衆議　☐ 参議　院議員　☐ 現職　☐ 公職の候補者等

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

※以下、報告対象年中に適用の異動が「有」の場合のみ記載する

・特例の適用を受けていた期間

令和　年　月　日から

令和　年　月　日まで

事務担当者(問合せ先)

(担当者) 荷塚 昌幸

(電話) 090-7792-8289

※上記の問合せ先は公表されます。

【注意事項】

※1　本紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。(提出時点において異動等がある場合は、所定の手続により届出ること。)

※2　領収書等の写しを添付する場合は、コピー機により複写し、A4サイズにより提出すること。(規則第9条第4項)
添付する順番は、収支報告書の記載順と同一とすること。

※3　本年の収入及び支出がともに「0(ゼロ)円」で、かつ、資産等が全て「無」の場合は、(その1)、(その2)、(その17)、(その20)の4枚のみ提出すること。

※4　選挙運動費用収支報告書と重複して収支を計上しないこと。

392

受付	受付年月日	年分	整理番号(右詰め)	入力	形式	照合
㋣	0 8 0 5 2 2	0 7	3 1 0 0 3 0			

※下欄は選挙管理委員会が記入するので、政治団体は何も記入しないこと。

資産等 領収書等	法第17条第2項適用	総務大臣所管団体	異動届	解散届
有・無	☐	☐	事・代	☐
有・無			会・他	

受付印(本局)
受付
R5.5.28
収支公開室
第　号

受付印(支局等)
総務大臣所管団体
収受
8.5.22
宮城県選挙管理委員会

（その2）

収　支　の　状　況

1 収支の総括表

収入総額 ……	①	27600 円	※②+③
（前年からの繰越額） ……	②	0 円	※前年分の収支報告書の「翌年への繰越額」の金額と必ず一致すること。 ※報告年中に設立した団体は0（ゼロ）を記入すること。
（本年の収入額） ……	③	27600 円	※前年からの繰越額を除き収入がない場合は0（ゼロ）を記入すること。 ※（その2）A+B+（その3）C+（その4）D+（その5）E+（その6）Fの合計
支出総額 ……	④	27600 円	※（その13）Hと一致すること。
翌年への繰越額 ……	⑤	0 円	※①－④（マイナスにはなり得ないこと。）

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額 ……	A	円	※報告年中に政治団体として徴した会費等の総金額及び納入した実人数を記入すること。
員数 ……		人	

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	※	金額		備考	
（ア）個人からの寄附	⑥	27600	円	※（その7）「個人からの寄附」の合計額G	内訳（その7） ※各区分ごとに作成
（うち特定寄附）			円	※⑥の内数（寄附者に㊒の表示がある寄附額の合計。）	
（イ）法人その他の団体からの寄附	⑦		円	※（その7）「法人その他の団体からの寄附」の合計額G ※政治資金規正法上は政党（支部）のみ	
（ウ）政治団体からの寄附	⑧		円	※（その7）「政治団体からの寄附」の合計額G	
小計（ア）+（イ）+（ウ）	⑨	27600	円	※⑥+⑦+⑧ ※（その7）の各区分ごとの合計額Gを合計した額と一致すること。	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）			円	※⑨の内数→（その8）を作成すること。	
イ 政党匿名寄附	⑩		円	※政治資金規正法上は政党（支部）のみ→（その9）を作成すること。	
合計（ア+イ）	B	27600	円	※⑨+⑩	

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は、その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで、自身の後援団体（ただし、資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は、法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）	該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳

寄附者の区分（該当する区分を選択）　☑ 個人　☐ 法人・その他の団体　☐ 政治団体

寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	小計	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
	☐	円				
	☐	円				
	☐	円				
	☐	円				
	☐	円				
	☐	円				
	☐	円				
	☐	円				
	☐	円				
	☐	円				
	☐	円				
	☐	円				
	☐	円				
	☐	円				
	☐	円				
	☐	円				
この頁の小計	※	0 円				
その他の寄附	／	27600 円				
合計	G	27600 円				

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は、個別に記載すること。
ただし、租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には、年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお、同一の者から寄附を複数回受けている場合には、最初にその合計額を記載（小計欄の「☐」にチェック）し、次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には、氏名の前に㊒と記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の寄附」欄及び「合計」欄は、「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに、最後のページにのみ記載すること。
※4　国会議員関係政治団体以外の政治団体が国会議員関係政治団体から寄附を受けた場合については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」と記載すること。

（その13）

※支出がある場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は各様式の注意書き参照）。

団体区分	個別に記載する支出	添付書類	（その14）経常経費内訳書	（その15）政治活動費内訳書
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	左記支出の「コピー機により複写した領収書等の写し」（A4サイズ）	必要	必要
資金管理団体	1件5万円以上の支出		必要	
上記以外の政治団体			不要	

（その13）　支出がある全団体

3　支出項目別金額の内訳

（1）　支出の総括表

	項目	※	金額	うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	備考
1 経常経費	（1）人件費	①	円	円	
	（2）光熱水費	②	円	円	内訳（その14）
	（3）備品・消耗品費	③	円	円	
	（4）事務所費	④	円	円	
	小計（※①＋②＋③＋④）	⑤	0 円	円	※該当する支出がない場合は0（ゼロ）を記入すること。
2 政治活動費	（1）組織活動費	⑥	27600 円	円	
	（2）選挙関係費	⑦	円	円	
	（3）機関紙誌の発行その他の事業費の計（※⑨＋⑩＋⑪＋⑫）	⑧	円	円	※該当する支出がない場合は0（ゼロ）を記入すること。
	ア 機関紙誌の発行事業費	⑨	円	円	内訳（その15） ※本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳（その16）
	イ 宣伝事業費	⑩	円	円	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	⑪	円	円	
	エ その他の事業費	⑫	円	円	
	（4）調査研究費	⑬	円	円	
	（5）寄附・交付金	⑭	円	円	
	（6）その他の経費	⑮	円	円	
	小計（※⑥＋⑦＋⑧＋⑬＋⑭＋⑮）	⑯	27600 円	円	※該当する支出がない場合は0（ゼロ）を記入すること。
合計（⑤＋⑯）		H	27600 円		

※1　支出がある場合は、国会議員関係政治団体及び資金管理団体は該当する項目の（その14）・（その15）を、その他の政治団体は（その15）を作成すること。

※2　本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を作成すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

（3）政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し、その内訳（小分類）を右欄に記載する。）	内訳（小分類）
	☑ 組織活動費　☐ 選挙関係費　☐ 調査研究費　☐ 寄附・交付金　☐ その他の経費 〔 ☐ 機関紙誌の発行事業費　☐ 宣伝事業費　☐ 政治資金パーティー開催事業費　☐ その他の事業費 〕	活動費

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
この頁の小計	0 円				
その他の支出	27600 円				
合計	27600 円				

※1　1件（数回にわたってなされたときは、その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお、個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2　この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、項目別区分及び内訳（小分類）ごとに、最後のページにのみ記載すること。

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無				
資産等の項目別区分	有	無	備考	資産等が有の場合は以下の様式を作成
ア　土地	□	☑		（その18－1）
イ　建物	□	☑		（その18－2）
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑		（その18－3）
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑		（その18－4）
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑		（その18－5）
カ　金銭信託	□	☑		（その18－6）
キ　有価証券	□	☑		（その18－7）
ク　出資による権利	□	☑		（その18－8）
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑		（その18－9）
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑		（その18－10）
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑		（その18－11）
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑		（その18－12）

※　各項目別区分の「有無」について、該当する□を選択すること。「有」を選択した場合は、該当する項目別区分の（その18）を作成すること。

（その20）　全団体

（その20）

宣　誓　書

添 付 書 類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

4　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8年　5月　22日

政治団体の名称　政治結社　忠孝塾　護国堂隊　総本部

会計責任者の氏名　阿部　吾幸

＜解散の場合のみ記入する＞

代表者の氏名

（備考）

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

※1　「監査意見書」は、「政党の本部」又は「政治資金団体」のみが提出し、「政党の支部」及び「その他の政治団体（資金管理団体に指定されている場合も含む）」は不要となること。

※2　「国会議員関係政治団体」は、「確認書」及び「政治資金監査報告書」を提出する必要があること。なお、収支報告書は政治資金監査を受けた上での宣誓・提出となること。